

付 議 第 6 号

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の
指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案

令和6年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

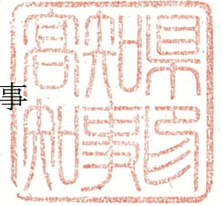
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



6 高財政第 374 号
令和 6 年 11 月 26 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 6 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 6 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案
- 2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 3 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 4 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 5 令和 6 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する
議案

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）第
14条第1項及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例
第11号）第14条第1項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

令和6年12月 日提出

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
 - （1） 高知県立高知青少年の家
 - （2） 高知県立青少年体育館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
特定非営利活動法人高知県青年会館
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定について

1 施設の概要

名 称	高知青少年の家	青少年体育館
所 在 地	いの町天王北一丁目 14	いの町八田 1767
敷地面積	3,127.28 m ²	7,925 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
	建築年月	昭和 63 年 6 月
	延床面積	5,229.54 m ²
利 用 者 数	令和 2 年度	10,800 人
	令和 3 年度	14,391 人
	令和 4 年度	17,493 人
	令和 5 年度	20,367 人
		39,169 人
		50,275 人
		58,212 人
		65,160 人

2 指定管理者制度を導入した目的（導入時期：H18.4）

民間事業者等が持つ能力やノウハウを活用して利用者サービスを向上していくことで、施設の設置目的を効果的・効率的に達成できると判断したもの

3 これまでの指定管理者の状況 ※（ ）内は応募団体数

指定期間	指定管理者名称
H18.4.1～H21.3.31	（財）高知県青年会館（4 団体）
H21.4.1～H24.3.31	（財）高知県青年会館（1 団体）
H24.4.1～H27.3.31	（特非）高知県青年会館（1 団体）
H27.4.1～R2.3.31	（特非）高知県青年会館（1 団体）
R2.4.1～R7.3.31	（特非）高知県青年会館（1 団体）

※（財）高知県青年会館は、H25 年度から（特非）高知県青年会館に事業を承継

※高知青少年の家及び青少年体育館は、連携することで特色ある取組ができることから一括して指定管理を実施

4 指定管理者制度導入の効果

施設の一元的な管理（使用料の減免の許可及び行政財産の目的外使用に係る事務を除く。）や、積極的な自主事業の企画・実施等により、施設の設置目的である青少年の健全育成等に効果的かつ効率的に取り組んでいる。

また、外部委員で構成する「青少年教育施設評価委員会」による、取組に対する評価や助言等に対しては、民間ならではの迅速性と柔軟性をもって対応し、サービスの向上につながっている。

5 今回の指定議案について

指定期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和12年 3 月31日（5 年間）
指定管理者募集期間	令和 6 年 8 月27日～令和 6 年10月25日（60日間）
応募団体数	1 団体
指定管理者選定審査委員会	令和 6 年 11 月 7 日開催
指定しようとする団体	（特非）高知県青年会館
管理代行料（期間内総額）	高知青少年の家：115,903,000 円 青少年体育館：199,449,000 円 合計 315,352,000 円

管理代行料

（単位：千円）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	計
高知青少年の家	23,139	23,191	23,191	23,191	23,191	115,903
青少年体育館	40,193	39,814	39,814	39,814	39,814	199,449
計	63,332	63,005	63,005	63,005	63,005	315,352

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館
指定管理者選定審査委員会審査結果について

1 審査結果

604／800点

2 審査委員

委員長 矢野 宏光（高知大学教育学部保健体育分野教授）

委員 高芝 貴彦（税理士）

委員 島崎 雅彦（高知県小中学校長会事務局長）

委員 西岡 敬三（国立室戸青少年自然の家所長

兼国立淡路青少年交流の家所長）

委員 東森 歩（ファン度レイジング・マーケティング代表）